

反社勢力の疑いありとの情報に接した監査役の事例

※本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

会社が反社会的勢力（反社勢力）ではないかと疑われている者と関係を持っていた場合、監査役は悩むだろう。反社かどうか、確たる情報がない中で、監査役がそれを反社と決めつけて対処していいものか、たとえば、会社の代表がそれに関与している場合は、なおさら悩んでしまうだろう。二つの事件を紹介し、参考にして頂きたい。

I 反社と疑われたファンドと交流した社長の解任事件における監査役（富士通社長解任事件）

1. 解任事件

富士通前社長のN氏は、社長(前会長)・相談役・取締役・監査役計4名に対して、自分と関係を持つ投資ファンドC社らが反社勢力との虚偽の事実を告げられ、病院やホテルの一室に幽閉され、辞任を強要されたとして、共同不法行為に基づき、辞任取消と会社に対しては逸失利益（自らが関与し進めていた子会社n社の売却と某IT企業への経営統合が頓挫）等の損害賠償を請求を提訴したが、東京地裁は「C社が反社勢力との関わりが疑われた以上、この代表者と親交していたN氏に辞任を求めることには十分な理由がある」として、N氏の請求を棄却。高裁、最高裁もこれを支持した。（東京地裁平成24.4.11）

(1) 野副州旦氏の主張(ブログから)

・反社会的勢力との関係が問題になった場合に直ちに警察に相談して調査すべき義務及び調査の結果得られた事実を公明正大に取締役会に報告して対応方針を協議・意見交換すべき義務のいずれをも果たさないまま、密室で、突然、6人の多数で取り囲む形で、私に対し、直ちに辞任しなければ会社が上場廃止になるおそれがある、辞任に応じなければ、この後の取締役会で代表取締役の解職が決議される等の脅し、かつ、詐言（ざげん）を用いて辞任を強要したのであり、その行為は決して許されないものだと思う。

・控訴審である東京高等裁判所は、「ファンドについての調査会社の調査報告書の記載内容からすれば、私に辞任を求めたことには相応の根拠があった。」と認定したが、最近、この調査会社が探偵業法に基づいて東京都公安委員会から長期にわたる営業停止処分を受けている。また、証券会社からも反社の疑いありとの情報を得たというが、その証券会社名も明らかにされていない。

・相談役らは反社会的勢力との関係が問題になった場合に直ちに警察に相談して調査すべき義務があったのに、これを履行しなかった。

・私自身、辞任を迫られるまでの間に、富士通の取締役及び監査役らから、一度として、当該ファンドについて反社会的勢力との関係が疑われるとの警告を受けたことはない。また、監査役と取締役は、一昨年(2011)の9月、私に辞任を迫った際、当該ファンドと反社会的勢力との関係について、〇〇組という具体的な名称を出し、警視庁情報があるなどとしてその関係を断定し、そのようなファンドの人間と付き合っているという事実が辞任を求める理由であると言明した。
ファンドが反社会的勢力に関与していたという情報を裏付ける警視庁情報があると主張して、私に代表取締役社長の辞任を強要しておきながら、結局、警視庁情報の存在を自ら否定した。

(2) 会社の主張(ホームページから)

本件における問題の本質は、N氏と交流のあったファンドが実際に「反社会的勢力に関与しているかどうか」ではない。

N氏はファンドを子会社 n 社の売却案件に関与させてはいけないとの警告を受け、一度は関係を絶つ旨を約束したにもかかわらず、そのような(反社会的勢力との関係が疑われる)企業グループとの関係を継続するという、富士通の代表取締役社長としての適格性の欠如、具体的にはリスク感覚の欠如、が問題の本質である。

富士通が望めば、国内の大手証券会社やコンサル会社は勿論のこと、世界的に著名な証券会社やコンサル会社であっても、喜んで依頼を引き受けることは言うまでもない。したがって、富士通としては、わざわざ当該ファンドなる新興ファンドの日本における代表者を、(N氏の言によれば)「仲介者」として子会社 n 社の案件に関与させ続ける必要は全くなかった。それどころか同ファンドに好ましくない風評があり、しかも反社会的勢力との関係すら疑われるのであれば、n 社案件に関与させてはならないという結論に至るのが富士通の代表取締役社長としての当然の判断である。

なお、ホテルや病院での宿泊の幽閉は本人の了承を得て行った。

(3) 2012.4.11 東京地裁判決 (金融商事判例 1957 P134)

- ① C社(ファンド)が反社勢力に関与していることが客観的に真実か否かがN氏の社長辞任の意思決定を左右したとは認められない。
- ② C社が反社勢力との関わりが疑われた以上、この代表者と親交していたN氏に辞任を求めることには十分な理由がある。
- ③ N氏はM会長らの辞任要求の趣旨を受入れて自ら辞任の意思決定をしたと認められる。
- ④ 反社勢力との関係を徹底的に遮断する社会の動きの中で、N氏が社長の地位に留まることに大きな危惧の念を抱き、N氏に対し、辞任要求を行うべきとの結論に至った経緯に不合理な点は見当たらない。

(4) 事件の中の監査役 (判決文より)

平成 21 年 9 月 25 日、午前 9 時から本社内会議室にて、定例取締役会の直前に、N 社長を呼出し、面談。社外監査役(非常勤、元裁判官)M氏と問答が繰返された後、取締役ら数名が順次辞任を求めた。N氏は辞任届等に署名し、同日、「本人から病気静養のため代取及び取締役辞任の申出がありこれを受理した」と公表された。以下は、面談時の監査役M氏と社長のやりとりの一部である。

M氏「(甲野氏が代表を務める) C 社というファンドは誠に危険だということは、業界では相当強く噂されている。そこに (C 社の背後にいる) 丙川さんが警視庁情報で暴力団との関係がある。甲野さんと富士通級の企業の社長がお付き合いしているのをどう思われますか」「・・・のような状況であるとすれば、その甲野さん (仮称) と付き合いを続けること自体、由々しき問題だと思われませんか」

N氏「私は、そういった一線を越えて、彼らと付き合い合ったことは一切ないと確信してございます」

なお、2012.11.29 東京高裁は控訴を棄却し一審を支持、14.7.9 最高裁は上告受理申立てを不受理とする決定がなされた。

2. 名誉棄損事件

反社でないにも拘らず、反社だと疑われた C 社らは富士通と説明に関わった取締役 2 名に対し、名誉が棄損されたとして、慰謝料及び謝罪広告の掲載などを求めて提訴したが、東京地裁は、「反社とは断定せず『好ましくない風評があった』という表現にとどめ、企業名も出さず、マスコミに対しては「報道に当たっては特定の企業や個人に風評被害が及ばぬよう協力を求める旨の書簡を配布するなど、慎重かつ相応の配慮をしていた」として名誉棄損には当たらない、と判決した (東京地裁平成 23.7.19)。高裁、最高裁もこれを支持。

私のコメント

専門家も意見それぞれ

・12.4.12 ビジネス法務の部屋 元裁判官の監査役の行為を評価。「社外役員の有効性が如実に現れた事案」

・12.4.19 現代ビジネス「反社」で辞任させられた富士通N元社長の損害賠償請求を「反社」の立証を求めずに棄却した東京地裁の不条理 (伊藤博敏) 元裁判官の監査役がN氏を「尋問」する生々しい記録。証券会社 2 社から「反社」の風評を聞いたから、それで OK, 「反社」かどうかは関係なし、との判決。

・私の見方 裁判官は客観的な情報収集に基づき「反社と疑われるような相当な根拠」があれば、いわゆる「レピュテーションリスク」を回避するために関係を遮断するのは妥当だと考えたのであろう。

Ⅱ 反社勢力の恐れありと進言した監事—西武信金に業務改善命令

2019年5月24日、関東財務局から西武信用金庫（以下信金）に対して、①融資審査管理を含む信用リスク管理態勢の強化及び②反社会的勢力等の排除に向けた管理態勢の抜本的な見直しの2件につき、業務改善命令が出された。

①はスルガ銀行で起きた、投資用不動産向け融資案件を持ち込む業者による資料の偽装・改ざんを信金職員が看過するなどの不正融資であるが、今回の事件簿は②の事件につき信金のホームページや新聞情報等から事件を追ったものである。

1. 事件の経過

立川南口支店長で常勤理事のU氏がたまたま訪れた飲み屋のママは、U氏に融資を希望している顧客を次々に紹介してくれた。ところが、ママの夫は「チャイニーズドラゴン」という「準暴力団」の幹部であった。「チャイニーズドラゴン」とは、中国残留孤児の2世や3世で構成されるストリートギャングで、2013年に警視庁が「準暴力団」の認定している。

チャイニーズドラゴンの幹部の男は有名な札付きで数年前に東京郊外で風俗エステ店経営の女性とトラブルになり、グラスを割って彼女の頭に突き刺し、傷害容疑で逮捕されているという（2019.6.6週刊新潮）。

信金の監事は、同支店幹部に対し「反社会的勢力等との関係が疑われる」と指摘したが、十分な確認は行われなかったため、監事及び監事会は、理事長に対し、複数回にわたって書面で調査を要請した。

理事長はこれを拒否し（2019.5.24信金ホームページ「当金庫に対する業務改善命令」）融資は継続され、その結果、チャイニーズドラゴン関連への融資額は10億円を超えていたという（同上週刊新潮）。その中には、ペーパーカンパニーへの融資も含まれていた（2019.5.23毎日新聞）。

2018年10月初め、都内の不動産会社の内部資料により、信金の不正融資の事実がマスコミに知られるところとなり（2018.10.31朝日新聞digital）、2018年11月、金融庁は信金への立ち入り検査が行なったところ、反社会的勢力への融資疑惑が浮上した（同上毎日新聞）。

信金は次のように反論している。

警察に確認したところ、「暴力団員としての属性がない」旨の回答を得たことから、暴力団排除条項には該当しないと判断し、現在も当該者の関連者に対する融資残高はある

（2019.5.24信金ホームページ「当金庫に対する業務改善命令」）。

これに対し、暴力団に詳しいジャーナリストは、「信金が融資していたのは指定暴力団ではなく、チャイニーズドラゴン。その幹部と目される男の妻への融資なので、排除条項に該当しないと言い張っているのでしょう」と述べている（同上週刊新潮）。

2. 金融庁の行政処分

金融庁は、2019年5月24日、関東財務局名で信金に対し、行政処分を行った。その内容は以下のとおりである。

(1) 健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下を実行すること。

- i 本処分を踏まえた責任の所在の明確化と内部統制の強化
- ii 融資審査管理を含む信用リスク管理態勢の強化

iii 反社会的勢力等の排除に向けた管理態勢の抜本的な見直し

(2) 上記(1)に係る業務の改善計画を令和元年6月28日までに提出し、直ちに実行すること。

処分の理由としてiiiについては、次のように述べている。

①反社会的勢力等との取引排除に向けた管理態勢が不十分である。

i 反社会的勢力等との取引排除に向けた管理態勢については、十分な経営資源を配分することなく極めて少人数の担当者に頼った取組となっているなど、組織的な対応が不十分となっている。特に、反社会的勢力等に関する金庫としての管理区分が限定的に運用されているなど、その管理手法は不十分なものとなっている。

ii このため、一部の営業店幹部は、監事から反社会的勢力等との関係が疑われるとの情報提供を受けていた者について、十分な確認を怠り、同者関連の融資を実行している。

②内部統制が機能していない。

強い発言力を有する理事長に対して十分な牽制機能が発揮されておらず、上記(2) ii に関し、懸念を抱いた監事及び監事会から理事長に対し、複数回にわたって書面で調査を要請したにもかかわらず、理事長は当該要請を拒否し、組織的な検証を怠っているなど、内部統制が機能していない。

2019年5月24日開催の理事会において、O理事長、U常勤理事ら3名が退任した。

O氏は、2010年に理事長に就任、独自の経営スタイルで「信金界の麒麟児」として囃されてきた。理事長に就任してからの8年間で、貸出残高をほぼ倍増させ、預貸率は信金界の平均50%に対し、80%超となった。ただし、その中身は、S銀行と同様、「不動産投資向け融資に依存した無理な経営だったようであった」(地銀幹部談)(2018.11.14 週刊文春)。

私のコメント

O理事長は、「信金の旗手」とも評価されたが、行き過ぎた成果主義と融資偏重の風土で経営はゆがんだ(2019.6.14 日経新聞)

O理事長はかつて、立川南口支店長を経験している。ライバル多摩信用金庫の牙城である。O理事長は「多摩信金の支店長を何人もやつけた」と周囲に豪語していた(同上日経新聞)。U氏もこの支店長として、融資を増やさんがため、夫が準暴力団の幹部であるスナックのママの紹介で融資を行った。関係者によると「支店長などの幹部クラスの職員が、準暴力団の構成員らに飲食を伴う接待を繰り返していた」との報道もある(2019.5.23 毎日新聞)。

準暴力団が暴力団排除条項に該当しないからとか、ママさんはその組織に入っていないからとか言ったところで、それが公表されれば、会社の評価は大きく損なわれることは目に見えている。そういう意味で、理事長から叱責されることは覚悟の上で、監事会は、調査をするよう要請した、しかも複数回に亘って行ったという。このことは評価されてよいと思う。

欲を言えば、金融庁の立入り調査前に、監査役は、理事長に対し、差止請求などの行動を起こせなかっただろうか。2018年10月には融資の不正がマスコミに知られることになったのだから、この時点で、内部調査をし、融資の不正と合せて、反社問題も明らかにして事実を公表し、理事長に辞任を勧告するなどの手を打っていれば、もっとよかったと思う。